

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（578）
2. 日時：令和5年10月16日 15時00分～16時35分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、宮本上席安全審査官、建部主任安全審査官、  
大塚安全審査官、中原安全審査官、平本安全審査専門職、  
田代審査チーム員

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他4名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループリーダー※、他7名※

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

## 6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について
- （2）泊発電所3号炉 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について（共止01 r. 0. 0）
- （3）泊発電所3号炉 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について 比較表（共止01－9 r. 0. 0）
- （4）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について）
- （5）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について
- （6）泊発電所3号炉 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めに伴う条文の整理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子炉規制庁の田代です。それでは泊3号炉のDB関連27条のヒアリングを開始させていただきます。それではまず、事業者の方から説明をお願いいたします。
0:00:11	はい、北海道電力の佐藤です。
0:00:14	2回目のヒアリングということで、洗浄廃水処理系統、アスファルト固化装置の給与取り止めについてご説明させていただきます。
0:00:23	まず資料ですけども、3-1から3-6まで提出させていただきました、
0:00:28	前回ですね、27条のまとめ資料という体裁で持ってきたのですが、今回、関連条文の整理を行った上で、各案件というか個別案件、共用取り止めに関するまとめ資料という形にして、お持ちいたしました。
0:00:46	2回目のことも踏まえましてですね、資料3-4に、ヒアリングコメント回答リスト3-5に記載適正化リストを用意しましたので、
0:00:56	この辺を軸に、説明させていただきます。
0:01:01	まず、資料3-4、コメント回答リストをご覧ください。
0:01:05	まず前段整理として、3番のですね、コメントに関連情報の整理等、不足してるということありましたので、
0:01:16	甲斐真ん中の回答のところにはですね、純今回は
0:01:21	共用取り止めのまとめ資料として12条27条28条の内容、下盛り込んできましたけども、条文整理の内容についてまず簡単に長谷の方から説明させていただきます。
0:01:36	すいません資料3-6をお願いいたします。
0:01:42	資料3ナカ表、表形式にもですね。
0:01:45	はい。こちらの前回天田さんからの、網羅的になっているのかというところで、コメントありましたので、女川の固化材変更の申請とかですね伊方の使用済み燃料貯蔵タンク増設の申請とか、
0:01:57	これらについて関連常務整理表というのがありましたので、それを参考にですね作成いたしました。位置付けですけど他社は再稼働で許可をいただいた後に、個別条文の申請についてはこういうのを付けていましたけど、
0:02:09	当社はちょっと許可をいただいてない状態ですんで、今回ヒアリングような資料として準備したという位置付けに、と考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:17	また備考欄の記載ぶりですけど、他社は一応許可をいただいた後に、許可に効くかに変更がないという記載ですが、当社はちょっとまだ審査いただいているところですので、今している3号の新規制基準適合性審査に影響がないというような記載ぶり、
0:02:30	対象外から対処をやるかという整理をいたしました。
0:02:33	具体的にどこが対象かという、12条に関しては時計という共用の条文ですので対象となりますと、
0:02:41	次のページいきまして、
0:02:44	27条、こちらに関しても、洗浄廃水処理系統あそこ筈がですね、放射性廃棄物の処理施設であるので対象としてございます。
0:02:52	距離によって、サンゴの設計に変更がないということを説明すると。
0:02:57	いうことで対象としてございます。
0:02:59	それに加えまして28条を、今回追加してございまして、28条はですね、放射性廃棄物の貯蔵施設ですんで、この設備の共用を取り止めて、
0:03:09	ちょうど設備に変更はないんですけど、ここに貯蔵するドラム缶の本数が変更すると、前回、1号にサンゴのは、洗濯物持っていかないんで排水量が4900から1100減るという話もしましたが、
0:03:22	ドラム缶も減りますんで、ドラム缶が減ることについて、ちょっと説明が必要かなということで、28条を対象としてございます。
0:03:30	結果としてはですね本数が減りますし年間発生量というのはですね上振れも踏まえてですね多めに設定してますので、結果としては影響がないということで、
0:03:40	貯蔵機能に影響がないということになってございます。
0:03:43	以上の3三つの条文を対象といたしましてまとめ資料等を修正いたしましたので、修正内容は、サトウの方から説明いたします。
0:03:55	はい。引き続き佐藤の方からご説明させていただきます。前回のヒアリングはですね、パワーポイント資料をベースにいろいろご指摘等いただきましたので、
0:04:04	まずパワーポイントの方からご説明資料3-1ですね、させていただきますと思います。
0:04:11	資料3-1まず、まず表紙ですけども先ほどご説明した通り、共用取り止めに関する案件として表題、修正した上でですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:22	洗浄排水系とちょっと処理の言葉、抜けてましたのでそれも付け加えております。
0:04:28	1枚めくっていただいて、目次ですけども、
0:04:33	コメントリストのナンバー3の方にありますけども、
0:04:39	共用取り止めに関するですね、経緯もまとめるようにということでしたので、ここに2番目として入れております。
0:04:47	2ページ目。
0:04:48	本日の説明事項ですけども、これが、これと次のページの共用取り止めに関する経緯がナンバースリーのセットとして、まず本日の取り上げ事項については、
0:04:59	事業者として何をやりたいのかということ、
0:05:04	記載する上でですね表現、見直しております。で、3号炉で使用する保護衣類等ですね、12号、1号及び2号炉で選択できるようにもともと共用して3号炉と共用してたんですけども、
0:05:19	当該設備についてはですね、3号炉に同様の設備を有していること。
0:05:23	あと、3号の基準適合性の審査においてはサンゴの設備設置し、することが優先することを踏まえまして、
0:05:32	12の方、号炉の方は12号の審査にて対応するというので、取り止めることにしたと。そのことを踏まえて、キジ3号炉の基準適合性、影響がないこと、12条、
0:05:44	27条28条について説明すると。
0:05:47	いう形で、下記載しました。
0:05:51	その上で3ページ目、
0:05:53	共用取り止めに関する経緯として、これはまとめ資料にも当然整合するようにですね、もう少し具体、同じような図をつけてますけども、詳細記載しております。こちらパワーポイントはエッセンスということで、
0:06:09	3号炉増設時の平成15年7月許可の時には、それぞれですね、1号、2号炉の使用するものをサンゴに持って、
0:06:21	12号、12号のものは12頃で、3号炉はサンゴで個別に選択するということがもともとの形、状態でしたと、共用化で相互に洗濯物の処理を
0:06:34	可能にするようにしたのが平成22年11月の許可であります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:39	ただし、設置変更許可は取得したものの、工事計画に係る手続きを行う前に新規規制基準施行になったので今未認可の状態です実用実運用には至っていませんということを書いております。
0:06:52	③として供用取り止めの今回の審査、
0:06:55	先ほど、本日の説明事項でも説明したことを書いております。下には、イメージとしては、今回の③に関することをわかるようにですねもともとは、
0:07:08	左側の12号3号炉のところでしたすき掛けになってたところを、
0:07:15	3号炉にとってはですね、12頃に持っていくものを共用取り止めにして、12号炉のつまり洗浄排水系とアスファルト固化装置が、共用取り止めになるという図を追加しております。
0:07:29	これが、
0:07:33	コメント回答リストのナンバー3の回答のうちの、
0:07:38	三つですね、きね、やりたいことを、経緯で、関連情報の整理ということで、
0:07:46	なっております。続きましてですね、6ページお願いいたします。
0:07:56	6ページなんですけども、
0:07:59	すいません歩前のページにもあったんですけども、1ポツの6ページの1ポツ、一番最初の羽根マークの一番最後ですね取り止めてっていうのをちょっと、
0:08:09	平賀になっておりますのでこの辺もちゃんと修正したいと思っております。
0:08:14	あとですね、1000、前回のヒアリングで、液体廃棄物の廃棄設備は、
0:08:21	3号炉の設備を中心に載せているので変更前と変更後で、
0:08:27	変わりが見えにくいですというところを、ちょっと悩んでることをご説明したんですけども、
0:08:34	後程まとめ、比較表でご説明しますが、
0:08:38	大井と言いかたですね、共用の設備についてどこに設置してあるか、建屋の名前を入れるか立入がありましたので、それを反映してですね、
0:08:49	変更した結果として、洗浄排水タンクっていう名前は12号にもあるんですけども、3号炉原子炉建屋内イセ、
0:08:58	原子、原子炉補助建屋内と。
0:09:04	ということですね、瀬、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:07	くす記載を追加しまして、識別できるようにしました。
0:09:14	なおですね、
0:09:17	このページもそうなんですが、黄色ハッチングをしてるせいで、ちょっと線が消えるようになっておりますけども、ハッチング機取ればですね、
0:09:27	体裁は元に戻りますので、お断りしておきます。
0:09:33	次、続きまして、
0:09:36	8 ページお願いいたします。
0:09:41	8 ページなんですけども、
0:09:44	前回のコメントリストで、
0:09:46	洗浄排水系ですね、処理量に関するコメントNo. 1番としていただいておりますので、
0:09:56	まずですね、上の方ですけども年間処理可能容量が3号機側7440立米、年当たりということを記載追加しまして、
0:10:07	あと下の方で、合計の配水量4900の内訳を2400と2500と書きました。
0:10:15	あと、南郷記載の体裁として、何号炉設置のというところとかですね、あとす。
0:10:23	ちょっと右上の方にありますけども、1号及び2号炉で選択を行う。向前回はもしくはだったんですけども、またはというところの記載も、
0:10:33	見直して、
0:10:35	書いております。
0:10:37	で、一番下の方にはですね、
0:10:40	漏えい防止の話も追加して記載表現、
0:10:44	エミ直しております。
0:10:46	アスファルト固化装置の方も、
0:10:49	一番下ですね、放射性物質の散逸防止に関する記載、前回、足りませんでしたので、この辺りを記載しております。
0:11:00	9 ページめくっていただきまして、
0:11:03	これがコメント回答リスト2番に当たるところで、と、28条の整理、
0:11:11	と、
0:11:13	固体廃棄物の本数にかかるところを記載しますという回答になってますけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:22	基本固体廃棄物の発生量はもともと 400 本として
0:11:30	想定してましてこれは
0:11:33	年間推定発生量は余裕を見て考えておりまして、共用の取り止め前後においても、この 400 本が変わることはありません。括弧の中に書いてありますけども、
0:11:44	変更前は 342 本ですね。12 号側の方は、はい。処理する排水が減りますので、307 本となることで問題なしと。
0:11:55	で、3 号炉の方は引き続き、運用開始を続けライセンスは、供用のライセンスは維持しますので、推定発生量の 400 本変更がないということであとは、
0:12:08	固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵保管能力、1 万 8000 本に対して、適切に
0:12:14	対応していくと、
0:12:17	必要に応じて、廃棄事業者の廃棄設備、廃棄すると。
0:12:23	そういうことで全体の貯蔵及び管理には影響はないというものを記載しております。
0:12:30	続きまして 10 ページ。
0:12:34	12 号と 3 号炉の範囲を適切に色を囲うことという話ございましたので、
0:12:42	系統の範囲、
0:12:43	確認しまして、矢印からです。それぞれですね、矢印で、他の設備というか、の方に移行するところまでが、
0:12:54	それぞれの範囲、今回共用取り止める範囲ということで、枠囲いの範囲を修正しております。
0:13:03	パワーポイントについては、以上となりまして、続きまして、
0:13:10	比較表で、
0:13:13	今のやつ、補足をちょっとさせていただきます。資料 3-2 をお願いいたします。
0:13:20	資料 3-2、まずそもそも、今回共用取り止めのまとめ資料という位置付けにしましたので、下の
0:13:29	ページ数も、今日、供試比較 1、まとめ資料の方は供試という、ページ番号としております。
0:13:38	供試比較表 1 ページ見ていただくと、
0:13:44	あ、すみませんし、資料 3-3 でした。
0:13:48	すいません資料 3-3。
0:13:51	また、比較表の方は供試比較表 1 のページをまずご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:58	目次のところ、先ほど説明簡単にしました、固体廃棄物の発生量の推定根拠について、資料を別紙としてつけております。
0:14:08	さらに別添として、パワーポイントにもありました共用取り止めに関する経緯の資料もつけておりますので、目次追加となっております。
0:14:19	次ですが、
0:14:24	今度、6 ページ、お願いします。下 6 ページですね供試比較表 6。
0:14:30	変更後の記載、3 号炉の設備に限定されることを、3 号炉原子炉補助建屋内と記載しましたけども、
0:14:40	これが同じようになっているものであることをですね、7 ページ、続きましてですね。
0:14:45	7 ページの左側に、大井と言いか載せております。
0:14:50	大井もあるんですけど下の方を見ていただくと、構造というところの 2 行目の右側ですね、下が同じように洗浄排水処理系 (3) 号炉原子炉補助建屋内と。
0:15:03	ありましたので参照とした次第です。
0:15:06	同じく 7 ページの右側に青字で、意義を黄色ハッチングありますけども、これは前回、
0:15:14	私、
0:15:16	資料提出後に、12 条との整合性として、同じ文章入れることを考えておりますと言いましたけどもそれを反映した次第です。
0:15:27	続きまして 8 ページ。
0:15:31	上の方にですね、コメント回答リストのナンバーワンの対応として、
0:15:37	種洗浄排水系の処理能力の
0:15:42	計算式を入れております。藤 3 号線浄排水蒸発装置の年間廃アノ処理可能容量ということで、
0:15:52	この蒸発装置の処理量が全体の処理量を決めるものなので、1 時間当たり 1.7 立米に関して、24 時間 365 日と。
0:16:03	で、設備利用率 0.5 を掛けて 7440 になる旨を、
0:16:08	記載しております。これは前回菊池が説明した内容と同じでございます。その下、または後、もしくはまたはと、あと設置といった記載の適正化もやっております。
0:16:21	その下には 4900 立米の内訳を記載しているという次第です。
0:16:27	その数、8 ページの下の方には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:32	散逸防止のなお書きで散逸防止の記載を、
0:16:36	充実させております。
0:16:39	続きまして8ページ下の方から、9ページの方に、9ページが全体ですけども、
0:16:50	1号及び2号炉のアスファルト固化装置をですね、今、実際に使用してないという話を絡めてですね一番最後のなお書きで、
0:17:01	供用取り止めに関してですね、散逸防止の設計に影響はないということを追記しております。
0:17:09	10ページが、28条の話になりまして、
0:17:16	先ほどの、全体としてそれぞれ400本を想定していると、それに対しての内訳の変化と3号機側変わりませんというのを記載しました。
0:17:27	で、
0:17:27	これに絡んではちょっと飛びますけども、
0:17:35	下、62ページをお願いいたします。
0:17:44	62ページの方に、目次でもご説明した通り、別紙で、
0:17:51	固体廃棄物発生量の推定根拠についてということで、
0:17:57	それぞれですね、
0:18:01	1ページ62ページの1ポツの方は12号機の方ですね。
0:18:06	順番に根拠を示しつつ、
0:18:08	63ページの一番上の方に、
0:18:13	もともとは、
0:18:15	342本、1年間当たりの想定であったということで、
0:18:21	63ページの下の方で、2ポツの前に、307本に減りましたということに対しても、結局、
0:18:30	設計としては400本としていますということを記載しております。
0:18:35	続いて2ポツからは、
0:18:38	3号炉の話に移りまして、3号炉は、廃棄物の種類変わりますので、少し計算式とか変わりますが、
0:18:48	64ページに移りまして、
0:18:52	64ページのdポツのところに、
0:18:55	年間数、推定で376本に対して400本、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:00	を想定していますので、要領には大丈夫と。それも今回は変更ありませんというのが最後の（2）で取りまとめているという形にしております。
0:19:12	その次ですねついでに、65 ページに行っていただくと、65 ページと、
0:19:18	66 ページに、
0:19:21	洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取り止めに関する経緯を、
0:19:27	65 ページの方には、表形式で、パワーポイントよりはもう少し細かくですね。
0:19:35	66 ページの方にはそれぞれの時を図で、どんなことになったかというのを示して経緯をまとめております。
0:19:52	ただいまの説明でですね、
0:19:55	資料 3-5 の方の適正化リストもですね、
0:20:00	簡単に上から確認させていただきますけども、
0:20:03	一番 2 番の方は、
0:20:07	原子炉、
0:20:08	補助建屋内とい書いたこと。
0:20:10	3 番 4 番が、
0:20:13	10 人以上の
0:20:15	表現と整合をとったこと。
0:20:18	で、6、5 番 6 番が、
0:20:21	排水処理料の記載を追加したこと。
0:20:24	7 番 8 番が、もしくはとか設置のということをまたは設置に記載適正化したこと。
0:20:32	9 番 10 番が、アスファルト固化装置、
0:20:37	と、物理的にアノさ 3、1 号機側が 3 号炉と物理的に繋がってなくて散逸防止には問題ないこと。
0:20:46	11 番。
0:20:50	は先ほど言った、28 条の関係することですね 12 番ですね。で、13 番 14 番が、最後にご説明した共用取り止めに関する経緯のこと。
0:21:00	ということになっておりますので、一通り、
0:21:04	今回のご説明は一旦終わらせていただきます。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:11	規制庁図書です。それでは確認に移ります。ちょっとまず私から何点か確認なんですけれども、まずパワーポイントの資料3-1のパワーポイント資料なんですけれども、
0:21:24	資料3 ページ目ですね、今下のほうにイメージ図書いただいているかと思うんですけれども、
0:21:30	この選択。
0:21:33	保護衣類の次にくるこの洗濯機みたいなイメージ図、これって設備でいうと、具体的に何でしたっけ。
0:21:42	だから洗浄廃水処理系統。
0:21:45	の前に何かあるみたいな形になってるんですけどこれって別に、
0:21:51	はい。北海道電力の佐藤です。
0:21:54	洗浄排水処理系とかのようにですね、許可対象のものじゃなくて単なる。洗濯機ですので、ここに洗濯機があってこれで処理したのから、
0:22:05	次の洗浄排水系からが
0:22:08	今回の許可の対象範囲内として今までなんて記載されているものということです。
0:22:14	規制庁田代です。理解しますと。それで、もう1点なんですけどちょっと確認で、同じくパワーポイントの9ページなんですけれども、
0:22:23	今の、
0:22:27	ドラム缶のう。
0:22:30	年間発生量として400本として今変更、3、
0:22:35	3段目ですかね、変更前約342本変更500307本と記載いただいているんですけれども、これ、
0:22:43	ていうのは減るのは、アスファルト固化から出てくるもので、これ1からはサンゴ合計でこの数字っていう理解でよろしいですか。
0:23:00	泊発電所あ、すみません、本店キクチさんの方、具体的な回答をお願いいたします。
0:23:12	はい本店でございますでしょうか。
0:23:17	はい。こちら聞こえますけどもちょっと途切れがちなので
0:23:21	ゆっくり、それと少しだけマイクからは離れ気味で、お願いします。
0:23:28	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:31	12号の
0:23:34	廃棄物の発生量でございますけれども、
0:23:37	容量時には、通年浄排水固化物、
0:23:42	この後課題としてアスファルト固化で164本発生します。
0:23:50	ホウ酸濃縮側の濃縮廃液の固化物として部分が111本発生しま す。
0:23:59	トータルで275本発生します。
0:24:04	どちらもあすこ型になります。
0:24:07	供用停止になりますと、清涼排水の
0:24:12	減少に伴いまして、
0:24:14	洗浄排水降下物側の濃縮後過怠が80本にいまして、
0:24:22	寒川が160に変更になりまして、合計240本。
0:24:29	ということで、
0:24:30	今日予定し、
0:24:32	海は、安里部隊が全部で35分程度。
0:24:38	いうことになります。
0:24:40	以上です。
0:24:42	北海道電力の数ですけど少し補足しますけれども、比較表の、別 紙見ていただいた方がその計算の根拠がわかるので、比較表の
0:24:51	62ページ。
0:24:53	の別紙をご覧ください。
0:24:56	これまず12号、1ポツが12号で、発生するドラム缶の量と、
0:25:02	次のページ下の方で2ポツが3号炉になります。342本から300ナ ゴに変更するのは12号から出るドラム缶の本数と、
0:25:12	いうことでして、
0:25:14	な、もう一度重複しますけれども、ドラム缶では出てくる廃棄物 ってというのはですねアスファルト固化するものが(1)等のポツ、
0:25:25	等bポツで
0:25:28	佐伯ドレーンでセメント固化するものがありまして、今回、ポイ ントになるアスファルト固化するものになります。
0:25:34	アスファルト硬化するもの、年間の発生量dポツになりますけれ ども、もともと4900立米。
0:25:42	処理するっていうことで、濃縮倍率100倍ありますので、
0:25:47	年間49Aパワー
0:25:49	給油49立米処理すると、それを計算すると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:53	下の方で 164 本出てきますと、
0:25:57	というような形になってます。
0:26:00	次のページ見ていただきますと、これが共用取り止めて (2) になりますと、2400 立米になりますんで、
0:26:09	ここが 80 本、真ん中の b ポツですかね、これが 24 立米なんで 80 本になりますというようなところも踏まえて、本数がですね。
0:26:19	これ
0:26:21	減るというところで、12 号から出てくるアスファルト効果の本数が、
0:26:27	342 本からトータルで 307 本に減るんですけども、ただ設置許可いただく時の設計値としてはですね 400 本っていう値を使ってやってるので、結局これも切り上げて計算してるので、
0:26:40	結果変わり評価としては変わらないんですけどやっぱ出てくる本数、根拠みたいなのが変更になっていると、そういうことになります
0:26:51	規制庁、田代です。了解しました。ありがとうございます。
0:26:56	一応ちょっとすいません、確認なんですけれども。
0:26:59	今回あそこかしない分の、してるサンゴであそこカセない部分っていうのは全部ザッ答えになるっていうところで、発生量っていうのは変わってないんですよ。
0:27:15	北海道電力のオカですけども、その辺が 63 ページの 2、下の方にある 2 ポツというところから、3 号炉の雑固体は廃棄物の量ということで、
0:27:26	年間どれだけ出ますかっていう本数を出してます。これは
0:27:32	3 号炉 D12 号も 12 号から持ってきた選択も含めて、
0:27:37	償却してますんで次のページの 64 ページ見ていただくと、真ん中辺に処理する選択の排気量 4900 頭、3 号炉の場合は、
0:27:48	今回共用取り止めにしてもですね、処理するよう変わりませんので、4900、これ今の今の状態で 4900 立米を処理して、ドラム缶が、
0:27:58	何本出てきますよというので、下の方で 376 本出てきますよというふうな計算をさせていただきます。
0:28:06	これ共用取り止めてもですね、12 号から持ってくる運用変わらず、4900 立米年間処理するという計算をしますので、3 号炉としては何も変わらないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:19	取り止めるのは3号のものを12号に持っていきのをやめるんで、
0:28:23	3号炉としては12号からも、
0:28:26	持ってくる。だから、3号炉としての設計は基本変わらない。
0:28:29	12号炉としての設計が、
0:28:32	変わるというようなこと。
0:28:33	規制庁田代です。理解しました。ありがとうございます。私からは以上です。その他。
0:28:42	規制庁大塚です。まず確認なんですけど資料3-6で、
0:28:47	関係条文を今回整理していただいてるんですけど、28条のところに丸がついていて、適合性への影響評価をされてるんですけど、
0:28:58	申請書としては、28条に該当する箇所に関しては変更は、
0:29:03	一切ないと理解してよろしいでしょうか。
0:29:11	北海道電力の佐藤です。先ほど岡田からも説明あったように、400本という設計値は変わりませんので、28条の整理としては変わらないと。
0:29:22	考えております。
0:29:24	規制庁大塚です。承知しました。ということは28条に関しては、
0:29:28	申請対象外と考えてよろしいでしょうか。
0:29:38	はい。北海道電力の佐藤です。事業者としての確認をした結果として、変更がないということは、対象外だと考えております。
0:29:49	規制庁大塚です承知しました。
0:29:52	ちょっと資料のどこかに申請の対象外であることを確認したっていう旨、追記をお願いします。
0:29:59	北海道電力佐藤です。今おっしゃられたですね、28条の位置付けの整理として、対象外であることを明記するということ廃止をいたしました。
0:30:18	はい。規制庁大塚です。私からは以上です。
0:30:27	宮尾ですけど、えっとですね、先ほどの岡田さんの説明は多分合ってるんだと思うんだけど、パワーポイントにすると非常に複雑すぎて、
0:30:36	ちょっとよくわからなくなっちゃうところがあります。で、ちょっとまず確認でパワーポイントで私ちょっと確認なんだけど、
0:30:44	要は洗浄水廃液の処理量としては、
0:30:48	2125 今現状ね、12号が2400立米でサンゴが2500立米だと。
0:30:54	今3号が7500立米あるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:00	もともとは余裕あるんだけどそこから 12 号、12 号分入っててお足二つ合わせても、
0:31:07	4900 か 4900 なので、7500 立米に対してあるので、そこにも問題ありません。多分そういう説明なんですよ。それが、例えばその図 1 のところの、
0:31:20	青いところに書くとか何とかしてくれないと、まず、
0:31:25	ちょっとこの、
0:31:26	8 ページの 9 ページが 10 が多すぎてね。
0:31:29	これちょっと、
0:31:30	細かく読み解いていかないとわかんないっていう、そういう状況なんで、そこはちょっとよく、補足をちょっとまず入れてください。で、そこはいいですかね。
0:31:40	そういう理解でいいですよ。
0:31:42	はい。
0:31:43	その通りです。
0:31:44	その上で 9 ページに行ってこれちょっとね、まずねもっと単純に整理して欲しいんだけど、
0:31:50	まず、
0:31:51	28 条で、28 条あんまり変更ないんだけどまず、泊で発生する。
0:32:01	今 3 号機で発生すると良いのかな。1 にも含んでる数かな精細 800 本っていうのは、
0:32:08	一番初めはそういうことですね。で、今、固化体として見てるのはあそこかと責め固化と雑固体の固体ドラムってここ 3 種類でいいよね、多分。
0:32:21	合ってます。
0:32:22	スバル、ベルク、
0:32:26	本店、菊池さん私の方、サトウの方は合ってると思うんですけどもいかがでしょう。
0:32:34	船、船回るのか。はい。
0:32:37	本店キクチございます。1 万 8000 部に対する考え方としては今のご発言でよろしいと思います。
0:32:43	ですよ。で、そのうち、たとえ、書くとしたら、今、計画上アスファルト固化体がなんぼ。
0:32:54	セメントコガ何本、雑固体が何ぼ、もともとの年間計画に対して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:00	今の実績が例えば年間どれぐらいで、まず見てますよと。
0:33:04	いうふうにまず書いてもらわないと駄目ですね。
0:33:08	そのうち、今回やる変更して共用取り止めに伴う影響なので、全部が全部アスファルト固化とか攻め固化とか雑固体が全部が、
0:33:19	その洗浄水廃液だけを言ってるわけじゃなくて、いろんな廃棄物の中を合わせたはずだよこれね、そのうち洗浄廃液から発生する。
0:33:28	あそこかざあそこカーからじゃあそこカドイウノかあそこかと、雑小雑固化。
0:33:35	三つともあるんでしょうけどちょっと攻め込むはないよね確かね。
0:33:39	だから余計ちょっと攪乱すんだけど、洗浄水洗浄排水処理系から発生する固体廃棄物っていうのは、あそこカトウ雑混雑個しかないわけね。
0:33:52	そのうち、あそこがなくなったとしても、雑工は発生するんだけど、その発生量と、今後の変更の関係がよくわからないわけですよ。
0:34:03	言うてることわかります。はい。
0:34:07	北海道電力の佐藤です。今宮本さんが言われたのは、まず整理としてですね。
0:34:13	そもそもその1万8000本の全体の構成というか計画がどういうものがあって、それでそれに対してどういうふうに、それぞれの内訳で発生があったんですけども、
0:34:24	今回の取り止めによって、じゃあどこが変わって、それに対してどういう影響があるのかわからないのかっていう、その大枠の方からちゃんと示して、結果的にここの部分しか変わらないんだよ。
0:34:36	ていうようなことを明記しろ、
0:34:38	明記するよという話だったと理解しましたが、そうなんすよね、今言われてる年間。
0:34:45	濃縮廃液固化物外れるものの年間推定発生量については廃棄物処理系と運用によって生じる400本とってるよこれ、話が大きくなりすぎてて、
0:34:56	要はこれ今回共用取り止めてるやつこの400本のうち、何本なんだよって全部、全部、全部を指してるんですかこれ。
0:35:04	この言ってる変更前342本307本、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:35:08	400本というのが、この
0:35:11	今回のやつ全体のうちのゼネコン今回のやつを指してるかちょっとよくわかんなくてここは、
0:35:23	北海道電力の佐藤です。さらにおっしゃることわかりました
0:35:28	結局ここに書いてるのは400本だとか342とかいろいろ書いてますけども、実際に変わったよっていうのはもっと少ないんで、ただその程度だってユフ、言い方が適当かどうかわかりませんが、そういう変わったものの事実をしっかりと書くようにということと理解いたしました。
0:35:46	はい。そういうことなんです。今、先ほど言ったようにもう1回言うと、もともと1235で出てくるやつがあそこカセ目下雑答えて3種類があって、
0:35:58	今回影響を受けるのはあそこかと雑小雑小なわけですね。
0:36:03	で、そのうちあそこかが、要はサンゴのやつを持っていかなくなるので、そこからの分が影響受けるでしょうと。
0:36:11	雑効果は、雑固化は影響を受けると受けないのと、焼却灰の話だからそこはもう影響受けるか受けないかちょっとわかんないんだけど、全体に今、廃液処理をサンゴのやつがどれぐらいの割合で一応言ってる125割やつがどれぐらいの割合でサンゴ言ってるのかちょっとわかんないので、
0:36:28	今、供用かけてるけど実運用は実はあんまり持って行ってなくて、あんまり影響ないんですよと。
0:36:36	プラス、今後の
0:36:40	年間、年間の推移とかがどれぐらいになるかとかっていうのが影響あるのかわかんないんだけど、その話も全然ちょっとないので、言われてるように年間400本で
0:36:53	保管庫が1800あるんで、問題ないっていうか多分そこでいえるのかなって気がするんだけど、
0:36:59	ちょっとその辺がねこの、
0:37:04	8ページ9ページが余りにも
0:37:08	細かく書かれてるのはいいんだけど、
0:37:11	もう少し単純に記載してもらいたいなと思ってるんですよ。
0:37:15	読み解かないところわかんない米田結局、先ほど言ったようにこの9ページのところって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:21	そこの辺がよくわからないんでね多分、本数だけ見れば全然問題ないと思うんだけど、じゃあこの今回洗浄水排水系の
0:37:30	の影響の本数がどれぐらいあって、どういうふうに、その全体の廃棄量の割合の中で影響ある、本当微々たるものなのか。
0:37:39	どうなのかっていうのがちょっとわからない。
0:37:42	ここは、ここは理解していただきました。
0:37:47	はい。今宮本さんのおっしゃった中で、幾つか重要なワードがあったと思っています例えば実運用はどうだったかっていう話で、冒頭のこと2回、
0:38:00	言ってますように、実運用は、認可もらってませんので結局は、
0:38:04	もっと従前の設計のまま、つまりもっと洗浄排水量とかやりとりしてナイフアノ低い状態で、要は2400と2500の状態で作ってるという認識です。その上で、さらにもう一つは、
0:38:20	今回、お持ちした書き方は弊社としてはですね、もともと設計それぞれ12号で設計してる、設定してる400本に対して大丈夫なんですっていうことをちょっと、
0:38:30	強調し、して、ちょっと書いてしまったんですけども、そのおかげで、情報量も多くぼんやりしてるんですけど、実際の
0:38:38	本当の
0:38:40	何でしょう、実際に影響があったところっていうのが何なのかをしてそれが実際には影響ない。
0:38:47	ていうことをですねはっきりと。
0:38:49	と書かなくてはならなかったんだと理解しました。
0:38:54	はい。お願いします。その上で記載を記載の書き方だけ9ページの、この安全施設である1号2号、
0:39:02	炉設備の洗浄排水系及びアサノところで共用取り止めて、ちょっと、
0:39:08	あれで話が大幅雄大すぎるような気がして、おっきくとりあえず安全施設であるとかそこまで別にこの答え苦痛の28条求めてないと思っていて条文上にし、安全施設っていう言葉が多分出てこないと思うんだけど、
0:39:22	違いましたっけ。
0:39:26	はい。この当該の27条とか28条にはそういった言葉が出てきませんので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:32	はい。その辺も、今いただいたですね全体の論旨構成と、あと記載表現、言葉遣いもちよっと気をつけてですね、修正させていただきます。はい。お願いします。
0:39:54	そうですね。で、基本的には選択排水っていうのは、
0:39:58	実は最終的にはほとんど放水量で放水されると。
0:40:02	いう話だよな多分ね。
0:40:04	そこは気を強調しなくてもいいんだけど、
0:40:08	ほとほと発生量としては少ないですよ。多分年間見たらここに寄与する、これ年間洗浄水排水土塊だったんだっけな、何もはい。
0:40:20	164本、これ計算はいいんだけど、
0:40:23	今の実績ってどれぐらい発生してますよこれ。
0:40:26	12号3号それぞれで、
0:40:32	本店もしくは泊発電所の方がいいですかね。今、宮本さんのおっしゃられた実際の発生量の実績、今答えれるのであればちよっとお願いします。
0:40:57	あまり発電所ですけども聞こえてますでしょうか。
0:41:00	はい。安全推進サトウです。聞こえてます。よろしくお願いします。
0:41:06	北海道電力松田でございます。今宮元さんおっしゃられたドラム缶の具体的なその発生量ですけど、申し訳ありませんけど今ちよっと手持ち持ってませんので、ただ
0:41:19	すごい物量的に多いっていうアオヤマさんのご認識の通りだとは思いますがけれどもちよっとす、定量的な数字は今ちよっと手持ちで持ってございません。申し訳ありません。
0:41:28	北海道電力の佐藤です。すいません松田さん
0:41:32	今大井と言いましたけども少ないということでもいいんですよ。
0:41:38	す。
0:41:40	絶対物量としては少ないです。はい。
0:41:49	すいません根底のキクチでございます。ずっと古いデータで恐縮なんですけれども、平成20年、
0:41:57	当時のデータですと、
0:41:59	1号機の濃縮廃棄は、これ洗浄排水も産経和気ですけども、84本ということで、
0:42:09	想定のおよそ四分の一以下ぐらいにはなっています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:27	すいません今言った方さん。
0:42:32	ホウ酸。
0:42:34	はあ、濃縮廃液で今回何か関係あるんですけど。
0:42:39	ちょっとあの、北海道電力オカですけれども、ちょっとまた別紙見ていただいて、
0:42:44	比較表の 62 ページですけれども、
0:42:48	洗浄排水洗浄排水の濃縮範囲、B1 ポツ (1) のAの括弧Bっていうところに書いてあるんですけど、洗浄排水の濃縮廃棄、
0:43:00	だけじゃなくてですね、他に出てくる方、BWRのホウ酸濃縮廃棄ってのも出てきまして、
0:43:05	こいつらを合わせて、この洗浄排水の濃縮廃液降下物っていうのを作るんですよ。で、だから、0一本当たり 0.3 と 0. サンゴ足し合わせて、
0:43:17	ていうので、1本というところになるので、ここの瀬崎今菊池が申した洗浄排水の濃縮灰降下物とかっていうのをこれひっくるめると。
0:43:29	もっと少ない実績としては少なくてアスファルト効果ってのはそれ以外にもホウ酸濃縮廃棄だけ。
0:43:35	硬化するものもありまして、
0:43:38	それらを合わせると、この計算式ずるずるいくと。
0:43:42	全部で 275 本ですよとか、そういう計算になるんですよ。
0:43:49	という計算で、今回ちょっと繰り返しになりますけども、この洗浄排水濃縮廃液っていうのが、物理的な 3号から持ってこないっていうことで減りますんで、
0:44:00	この分のドラム缶が減りますと。
0:44:03	というような形になります。
0:44:05	先ほど何度かおっしゃられた雑この本数変わらないとかってのは 3号炉の方はですね結局今も 12号からのものを持ってくるっていう設計のままになりますんで、
0:44:16	雑湖で出した、設計上の 4900 立米処理するっていうのは変わらなくて、12号に持ってかなくても、結局 1号からもらうものを持ってくるっていう設計を続けますんで、
0:44:29	雑コガアノサンゴノザキコガの本数は変わらないと。
0:44:33	そういうことになる。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:35	ちょっとやっぱり最初のパワーポイントの2ページ目の絵の運用で何立米っていうのを追記した方がいいという、
0:44:43	ご意見いただきましたけれどもまさにその通りで、少しここの共用取り止めで、もともと2400と2500っていうのが、共用になると。
0:44:53	お互いこの二重取りですね49004900でそういう設計に1回塗り替えて、
0:44:59	今回また12号だけを2400に戻すと、そういうイメージであり、
0:46:15	規制庁の尾野です。今、岡田さんが言ったたすき掛けしてるちゅう話の4900っていうのはあれですよえと、1号2403号、12号、2403号2500っていうのは、
0:46:30	年間の数、すまある人の許可、許可上求めてる水量ちゅうか、数量ちゅうますか、なので
0:46:42	12号で、もともと4900でサンゴで4900ずつ設計値持ってたんですけどけれども、両方ともなんていいですか12号と3号どっちかがあれば、確実に
0:46:56	1年間の事業者の
0:46:59	何ていうんすかね。出てくる量ちゅうのを、処理できるっていうもので設計値として決められたちゅうことでいいんですよね。
0:47:09	北海道電力オカですアノオノさんのおっしゃる通りで、もともとは2400と2500っていうので、設計していたんですけど共用化のときに、お互い足し合わせて、
0:47:19	どちらか片寄せしても処理できるってことで、125でも4900サンゴでも4900、処理できるというような形にしていたと。
0:47:29	ということになります。
0:47:30	規制庁アサノわかりました。なので、12号の方で、3号の共用を取り止めても別に3号の方の容量増えるとかそういう話じゃありませんということで理解しました。
0:47:40	で、1個ちょっとあと2点確認させていただきたいんですけども、
0:47:46	パワポの3ページで、
0:47:48	先ほどアノタシロが確認してたところでちょっと、
0:47:52	何かこれ正しいのかなと思ったんですけど、洗濯機のマークのところの数、3号の共用を取り止めて別にここの設備自体が共用取り止めるわけじゃないんですよね今回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:05	これこれって何か入ってるんですか。
0:48:07	そうで北海道電力の岡ですけどちょっとわかりづらくて申しわけ 選択の下にある共用取り止め、左のたすきがけの線緑の線をバッ テンにして、
0:48:17	共用取り止めてっていう言い方は良くないですね、何か運用かなん か止めますっていう話なんですよ。おっしゃる通りここの共用 は、
0:48:25	少し意味合いが変わりますんで、記載を適正化したいと思います す。
0:48:30	規制庁の3の業界しましたよろしくお願いします。
0:48:35	はい。あとごめんなさい、ちょっと教えていただきたいくて補足の 資料の3-2ページ、朝、補足資料の3-2なんですけれども、
0:48:45	これでちょっとよくわからなかったのが、今日、
0:48:50	鳥山の教師、5ページですかね。
0:48:53	で、
0:48:57	あれですかね衛藤の下のところでさらについて書いてあって、
0:49:02	液体廃棄物の年間推定放出量はって書いてあって12号で約
0:49:09	合計1.5って書いてあって協定取り止め前は約1.6って書いてあ るけどこれってあれなんですかねさ3号の基準適合性の中でごめ んなさいこの12号の変更のやつって何か、何で書いてあるんでし たっけっていうのをちょっと教えていただきたいくて。
0:49:32	北海道電力の安井でございます。ここ設置許可の添付書類9に書 いてある部分のところをちょっと書いてるものになっておりまし て、No. 9ってのはもともとあのサイト単位っていう形で全部記 載するので、12号と3号というのはそれぞれ記載する形になっ てます。ちなみにこの1点、
0:49:54	5、
0:49:54	掛け10の10乗ベクレルパーイヤーっていうのが、これが2000、 ごめんなさい4900だったものが、2400なることによって、1.6だ ったのが1.5に減るというところを記載したものでございます。
0:50:09	規制庁のごめん最古研究に該当するところだったのです。わかり ました。ありがとうございます。
0:50:15	研究のときの評価っていうのはもう49004900全部出てくるものと して評価したちゅうことです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:23	北海道電力安井でございます。今んさんがおっしゃられた通りでございます。
0:50:28	4900 です。規制庁のです承知いたしましたありがとうございます。
0:50:35	田井。
0:50:39	研究変更かけるんです。
0:50:41	規制庁です研究は、変更箇所あるってことです。
0:50:45	はい。北海道電力の安井でございます。この共用取り止めに伴いまして添 9 の、ここの部分の記載について記載の変更をする予定でございます。比較表で申し上げますと、
0:50:57	供試
0:51:00	の、
0:51:04	すみません、まとめ資料の方がいいですね。
0:51:06	まとめ資料のとですね、供試の図で書いてあるところがわかりやすいかなと思いますので供試の 51 ページをご覧ください。
0:51:18	ちょっとこれ比較表形式で掲載してるものがありますけれども、洗淨排水というのが、上から 4 段目のところに記載されてございます。で、
0:51:32	もともとが 123 号で共用という形にしていたので、
0:51:39	4900 立米でしたと。これで線量を計算していくと、1.6 掛け 10 の 10 乗ベクレルになりますと、今回、3 号の選択者を持っていくっていうのをやめるということで、
0:51:55	四角でいくと右側になるんですけれども、右側の方の洗淨排水タンクに出てくる量というのが、約 2400 立米という形になりまして、
0:52:05	これで計算していった値が、年間で 1.5 ヶ月の重傷できるという形になるものでございます。
0:52:21	規制庁のです。ありがとうございます承知いたしました。
0:52:49	規制庁の尾野です。ちょっと庁内で相談しますね少々お待ちください。
0:53:31	あ、規制庁の方です庁内の打ち合わせ、終了しました。
0:53:47	規制庁ナカハラです。先ほどご説明いただいたことで、2 点確認させていただきたいことがあります。資料はですね、
0:53:55	3-6。
0:53:58	条文の適合の整理表ですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:01	これ最初のご説明で、先行と違って今回は歩新基準の本体許可の断面なので、
0:54:08	先行のように許可後の既許可の変更のような、
0:54:12	まとめ方には必ずしもならないというようなことも伺いましたが、その上でですね、この資料というのは、私聞き間違いかもしれませんが、
0:54:22	ヒアリング用の資料というふうにおっしゃってまとめ資料にはこれは入らないんですか。
0:54:32	北海道電力の長谷です。衛藤選考は個別、個々の個別案件の申請に対して、その申請で説明する場がこれですというところの整理で付けていったと思ってまして。
0:54:44	今回我々はその新規制の中で各条文、まとめて提出してまして、
0:54:50	それに対して今回の12条とか27条、今回も取り付けてますので、
0:54:55	この整理表自体はですね投信規制の審査の中で、つけたプラントがないということからですね、あくまでもヒアリング資料の位置付けかなと思ってまして。
0:55:06	松倉。他社も
0:55:09	まとめ資料としてですね後ろの補足説明資料としてつけたんで、つけることは、
0:55:14	今回ヒアリングシミズかなという整理です。
0:55:18	規制庁中出です。その辺の扱いは、先行も、の事例も踏まえてご判断いただけたらと思うんですが、あくまでも非ヒアリングの資料としてでもですね、ちょっと
0:55:31	確認、確認というかですね、お願いしたいことがあるのは、例えば、
0:55:35	センコーの場合はですね関係性の有無のところ、例えば、
0:55:39	本文、添付資料と二つあって、本文は変わらないけど添付は変わります的な、つまり、何か変更があるかないかというような形でまとめています。
0:55:49	で、今回はちょっとフェーズが違うので、必ずしもそういうわけではなくても、関係ないとすれば本文でやるとWEB添付でやろうと関係ないものは関係ないんだというような感じでバシッと判断できる、できているのかもしれないんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:56:02	その中でですね先ほどアノオオツカの方で確認があった28条なんです、
0:56:07	これもやはり
0:56:10	この理由のところにはですね、対象外とするというふうに、追記をいただくような、
0:56:15	ことでしたが、
0:56:16	この評定表の上ではですね、そうするとやっぱりこれ×の上でバツにした上で、理由のところですっかりこういう理由で対象外と判断したんだというふうな、
0:56:28	形にまとめておいていただくと、審査側としてはこの資料としても、審査は、適合性の判断の関係性を見る上では、有用なものだとは思ってますので、
0:56:39	そこは
0:56:41	表のマルバツの付け方も含めて、
0:56:44	適切な
0:56:45	ものにしていただけたらと思います。
0:56:50	北海道電力の長谷です。今のご指摘は本部テンパチに影響があるかという整理と、あと28条バツとした上で、その理由をしっかりと書くということと、賜りました。修正して提出させていただきます。規制庁仲です。
0:57:05	年代申し上げますが本文テンパチというふうに分けて、変えてくれとまでは申しません。先行はそういうことでしたと。ただ今回のこのフェーズでは、そこを区別しなくても、
0:57:16	きちんと書けるのであればそれはそれで構わないと。
0:57:20	北海道イクノSS、ご指摘承知しました、選考を踏まえて当社としてどうすべきかというところを整理して、修正いたします。以上です。規制庁長江です。あともう1点ですね、今度、資料の3-5をお願いしたいのですが、
0:57:36	3-5の適正化リストのですね。
0:57:38	七、八ですね。
0:57:41	適正化リストの七、八で、前回のヒアリングの時は役所ともの方からですね、記載の適正化に関して気づき事項申し上げました。で、その対応としてですね、平良のところに、
0:57:54	もしくはということと設置のというふうに書いていただいているんですが、この、例えばこれ、資料でですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:04	3-2 ですか、この 3-2-5 ノロ 5、5 ページ 6 ページを、
0:58:09	見ていただきたいのですが、
0:58:14	3-2 のですね 5 ページで、私が直接申し上げたのは、もしくは後 またはってのはその通りなんです、一つはですね、供試の 5 ペ ージの、
0:58:27	上から両括弧 2 の a ポチに書いてあるところに、1 号及び 2 号炉、 洗浄、
0:58:34	排水処理系と書いてあるものに対して、このパラグラフの中段の 中では、1 号及び 2 号炉設置のというふうに書き方が、入れてます よということをお気づきで申し上げました。
0:58:47	今回の訂正というか、記載の適正化は 3 号炉設置のというところ にフォーカスされて、修正されていた、しているようなんです が、
0:58:58	私が重複せず申し上げたのはポチと、
0:59:01	あと 6 ページの b ポチのアスファルト固化装置についても、
0:59:05	1 号及び 2 号炉、
0:59:07	というのと 1 号及び 2 号炉設置のアスファルト固化装置というの がありますよということでしたので、ちょっとあの、
0:59:14	中途半端に適正化いただくと、また揺れが広がるかもしれないの で、その辺確認していただきたいと思う。
0:59:24	北海道電力の佐藤です。
0:59:28	まだ反映できてないところあり、大変申し訳ありません。今ご指 摘いただいた場所と、さらにですね、大変申し訳ありませんまと め資料と比較表の方は反映したんですけども、
0:59:41	パワーポイント資料 3-1 の 6 ページにもですねまだもしくはとい うの残ってましたので、その辺も再度確認した上で対応させてい たきます。
0:59:52	以上です。
0:59:54	規制庁中ですよろしくお願ひします。私以上です。
1:00:12	規制庁宮部生とですね、あとねちょっと比較表私ちょっと全部見 切れてないので今気づいたところだけ言いますけど、
1:00:21	7 ページ、比較表 7 ページ、直で先ほど説明された記載。
1:00:25	これちょっと良いところがよくわからないんだけど、
1:00:28	これは申請書の原発事故のなお書きを書くんですか。これ、何か これ先行でこんなこと書いて、実績あるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:51	北海道電力は清です。衛藤ですすみません変更前後ってそのあとにですね開業してですね本文まとめ資料本部の方はちょっとインデント一つ挙げてですね
1:01:02	変更後の記載でないということを書いたつもりなんですがちょっと比較表ではですねインテントがそろってるんで、
1:01:08	この比較、変更後に書くように見えるんですけど、変更後に書くつもりはないと、いうところです。
1:01:19	いや、書かないにしてもですねこれ、ちょっと言ってる意味が結構よくわかんないなと思っていて、
1:01:25	1号2号の補正時においてだったら何の補正のことを言ってるかもわかんないし、
1:01:30	基準を定義をした上で12号及び3を69年改めて敷設する予定であるって。
1:01:36	これ、
1:01:36	これ書くならちゃんと書いた方がいいんじゃないかと思うんですけど。
1:01:41	ええ。
1:01:44	ですねちょっとよく十分考えてくださいなんか、この文章ってちょっと私は、
1:01:49	何を言ってるのかよくわかんないなと思っただけなので、はい。
1:01:55	北海道力のアセス、記載適正化した上、イセ、記載の適正化をさせていただきます。以上です。
1:02:12	規制庁田代です。それでは
1:02:15	他に質問等ありますでしょうか。
1:02:17	なければ全体通して質問等、お願いします。
1:02:21	すいません。
1:02:25	床、パワーポイントの話だけしておくで、まず4ページ5ページこれ多分あんまり説明する必要ない、ないよねと。
1:02:33	これ、会合のときこんなあんまり説明しないすよねことね。
1:02:37	そうするんであれば後ろに参考でつけとけばいいんじゃないかなっていう、
1:02:41	気はします。メインが4-1からであれば、
1:02:44	あと、
1:02:47	せっかく比較表の66ページに、
1:02:52	わかりやすいやつがついて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:55	いるんであれば、
1:02:57	3 ページ。
1:02:59	の記載と、
1:03:01	これをちょっと4月付けてないんだけど、
1:03:05	経緯別、別っていうか
1:03:08	3 ページの4 ページでもいいので、
1:03:11	この図があった方が非常にわかりやすいんじゃないかなと。
1:03:15	思うので、よく検討してください。
1:03:19	はい。いいですかね。
1:03:24	北海道電力のSS、記載適性が、検討して適切に修正させていただきます。はい。私は以上です。
1:03:36	来てちょっとそれでその他はないでしょうか。それでは全体通しての質疑ありますでしょうか。
1:03:48	すいません規制庁の天田ですけど、ちょっと庁内打ち合わせしますんでちょっと一旦保留しにします。
1:06:27	あ、
1:12:40	あ、
1:12:43	あすいません規制庁の天田です庁内打ち合わせがありましたので、それではですねちょっと規制庁の天田ですけど私の方からちょっと何点か確認したいんですけど。
1:12:52	まずですね、
1:12:55	少し概要と経緯を書いていたんですけど、
1:13:02	2 ページとか、
1:13:06	3 ページで12号の審査にて対応することとしたことから書いてあるんですけど、
1:13:14	これ本来、あれですよ、123のきょ共用で、
1:13:19	共用化の時は123の共用化で、
1:13:22	本文を買いに行ったっていう経緯があって、本当はその1にも、一緒に本文を書きかえれば、非常に
1:13:33	わかりやすい、6 ページとかは非常にわかりやすいんだと思うんですけど、今回
1:13:39	3号の対応を優先して、1には別途、
1:13:42	対応するっていうことで、さっき、
1:13:45	ちょっと話のあった、
1:13:48	資料3-3の比較表の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:50	7ページのなお書きですね。
1:13:53	床例を、
1:13:54	まとめ資料に書くってことなんですけど、この辺りのなお書きの、ちょっと記載がわかりにくいんで適正化をすることで、
1:14:03	この辺りってあれですかどっかに書いてあるんですか。
1:14:07	ちょっとそこが、
1:14:10	まずは
1:14:12	ポイントかなと思ってらるんですけど。
1:14:17	どっかに書いてあるんですか。
1:14:35	北海道電力の佐藤です。
1:14:37	今天野さんからご指摘のあった記載は、
1:14:43	今回今まとめ資料に記載してます42条のまとめ資料にはもともと書いてあったんですが、あるんですけども、パワーポイントには、ちょっと今、
1:14:52	入れてない状況です。
1:14:54	以上です。
1:14:56	規制庁の天野です。ちょっと
1:15:03	何ていうんすか一連のものとして、今回3号適合ではこうするけれども、江藤セットで12号側交代をするっていうのは
1:15:16	そこまで説明いただいた方がいいかな、と思うので、説明に触れるかどうかは別として、介護資料として、
1:15:25	パワポで触れていただいた方がいいかなとは思んですけどいかがですか。
1:15:31	北海道電力の佐藤です。ただいま話のありました12号機側の話は、まとめ資料にも書いてありますし、
1:15:39	そのエッセンスをパワーポイントに入れるというものと理解しておりますのでその辺の記載検討いたします。
1:15:46	はい。規制庁のアmanoですわかりました。それと、
1:15:50	ページの順でいって江藤さん、パワポの3ページですけど、
1:15:57	これ今回、本文変更は、
1:16:03	排水処理系統あそこはどっか装置の共用のバツのところだと思うんですけど、
1:16:13	雑固体、
1:16:14	一番右下の雑固体焼却設備で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:20	これはちょっとこれ、共用取り止め名に関係するかどうかっていうのはこの絵で、すごい見づらいですけど、これ関係ないという理解でよろしいですよちょっと
1:16:32	一番最後の、3号から側の洗浄排水処理系から、
1:16:37	あえて何ていうんすか。
1:16:39	あえて、上に1回寄せた上で、
1:16:43	書いてあるっていう。
1:16:45	のは何か意味があるんですかね。
1:16:49	北海道電力の方ですこの雑固体焼却設備12号炉に設置されてますんで、少し色合的に12号炉はオレンジのもの、3号炉にあるものはそういうちょっと識別をした関係で、
1:17:02	12号炉にあるんで、上にちょっと持ってると、そういう、
1:17:07	2、
1:17:08	していたのが実態でございます。
1:17:12	なんで雑固体焼却設備はですね今、1号炉しかなくて今も3号炉の濃縮廃液を12号に持ってって、この焼却処理をしていると。これは増設時から運用、供用かけておまして、
1:17:27	そこは何も変わってませんよというところになってござい
1:17:34	そ、その場合、その旨が多分8ページの27条の
1:17:41	一番下のあそこ下の、
1:17:44	一つ目のポツの一番最後あたりですかね。
1:17:50	1512号炉設置のアスファルト固化装置を使用しておらずで、
1:17:55	この辺りのことだと思うんですけど、
1:17:59	ここ、ここはあれですかさ、
1:18:02	今回12号設置の設備については、運用状況を取り上げるって話してるんですけど。
1:18:10	衛藤。
1:18:11	これについてはあれですか3号適合として、
1:18:14	12条の方でも整理しているってことでしょうか。
1:18:19	そこはな。
1:18:23	そういうことですか。北海道電力の岡田ですけれども12条の方も
	ある。
1:18:27	雑固体焼却設備の方は、供用かかって、
1:18:31	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:35	もともと建設からずっとここは供用かかっている設備となっております。
1:18:42	北海道電力の石川ですけども先ほどの天野さんのご指摘は単純に、図のレイアウトの話で、まずザッコって、共用取り止めしないんですよってというのは、イエスと。
1:18:53	その通りですとか、じゃあそれだったら、この赤文字で書いてある③共用取り止めてというのが、雑固体焼却設備の四角枠のすぐ直上にこう書いてあるんでこれも取り前、共用取り止めてしまうように見えるんでわかりにくいですねっていう。
1:19:09	そういうご指摘かなというふうに私受けとめたんですけども、それでよろしかったです。規制庁の天田です。まずそれが1点なのでそれは区別してくださいというのと、
1:19:22	ちょっと確認ですけど、そうすると、
1:19:26	もともとこの3ページの
1:19:29	1号設置のその処理系とか、あそこか装置を、
1:19:35	3号適合として外すっていう、
1:19:39	共用取り止めるっていう考え方に対して、この
1:19:43	あれですが雑固体焼却設備の、
1:19:46	さ、3号、
1:19:48	共用ってというのは、ごめんなさい、どういう考え方であれなんでしたっけ。
1:19:53	前者と区別して、
1:19:56	3号適合っていうのを説明され、
1:19:58	出るんでしたっけ。
1:20:00	ちょっと再確認です。
1:20:19	すいません北海道電力石川ですけど、少し社内で、
1:20:22	話をさしてください。
1:21:05	これはあれでしたっけ。
1:21:07	線量廃水処理系統あそこか装置は3号適合。
1:21:11	しようとするとう説明が難しいということで、
1:21:14	今回、
1:21:26	行政の説明は難しい
1:21:28	と。ごめんなさい。何が違う。
1:21:36	3号適合というか、
1:21:40	本郷適合説明できれば12号設置の、今回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:44	洗浄排水とり切れまず固化装置。
1:21:47	できるけど、説明が難しいから外す。
1:23:04	北海道電力の方からです雑固体焼却設備の共用の影響とかですね 12条側の方で共用の観点の記載しております、その中で
1:23:15	共用しても影響がないという整理はしてございます。今回外す理由としてはですね今回3号設置の時にですねここを共用そのまま で、
1:23:25	ももとは3号炉でもちゃんと処理できますよって現状の状態がある というところと、基準適合を12号の設備に3号の段階で審議 こう思うとですね、いろいろ新規制基準対応、火災対策ですと か、
1:23:39	いろんなところが出てきますので、今回は一環第1回、取り止め させていただくということを考えておまして、12号炉切アノの 新規制対応をやっていく中で、
1:23:51	その辺の設備の対応もありますので、その中でまた共用化をさせ ていただくということを考えているものでございます。
1:24:00	はい。規制庁の天田です。わかりました。あとは、
1:24:06	あと、ちょっとこれも細かい話なんですけど、今の8ページの2 ポツ目のぽつぽつで、1、1号及び2号炉設置のアスファルト固化 装置はっていう。
1:24:17	主語で散逸防止の話を書かれてるんですけど、
1:24:21	これはあれでしたっけ
1:24:24	衛藤、これどういう趣旨で、追記されてるんでしたっけ。
1:24:34	主語が12号の、あそこオカ佐口今回、3号、3号から見て共用外 す側で、
1:24:42	その、
1:24:43	2号せ、1号設置、2号設置の、
1:24:48	装置に対して、
1:24:50	27条の散逸防止の影響、
1:24:53	記載している趣旨は、
1:24:56	ちょっと数を確認したいんですけど。
1:24:59	北海道電力の佐藤です。
1:25:01	ところ記載してる趣旨ですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:25:07	本来、例えば、他電力、女川とかのように、のは排水のドレン系が直接、125、1号と2号が繋がってる場合は物理的に切り離したりとかして、
1:25:20	それに伴う散逸防止とか漏えい防止とかのことを考えなきゃならないんですけども、泊の
1:25:28	場合はですね、12号と3号炉もともと、
1:25:31	別々のもので、本来接続してないもの、それが今ご指摘いただいたそれぞれ別の建屋に設置してっていうところで表現してるんですけども、
1:25:42	12号機がとの運用を取り止めてもですね、藤さん頃に、3号炉もそう、3号炉側の、何かどっかから漏れるようなことはないですっていうことを表現する意味で、記載を追加した次第です。
1:26:00	規制庁の天野です。わかりました。最後6ページの
1:26:07	き液体廃棄物、
1:26:09	の廃棄設備の、この種変更なんですけど先行のプラントを参考に、
1:26:17	3号側に
1:26:19	建屋内っていうのを、
1:26:21	追加して明確にするっていう趣旨は理解するんですけど、これはあれですよ
1:26:27	実際にはこれ、江藤さん、
1:26:33	多分前回但書か何かで、ちょっと記載を確認いただいてこうするってことなんですけど、
1:26:41	いじらないほうの3号側の、その設定
1:26:45	値を明確にしたっていうことで、
1:26:49	衛藤。
1:26:50	本来、その1、12号側、
1:26:53	の、
1:26:55	説明をしたかったっていうのは前回だと思うんですけど。
1:26:58	ちょっと3、3号側の建屋内っていうのは、
1:27:04	何か本来の説明とは違う残る方、共用、
1:27:10	衛藤。
1:27:11	外さない、そのまま運用継続する方。
1:27:14	を書いてあるような気がするんですけど、そういう、
1:27:19	理解。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:20	ですか。
1:27:24	北海道電力岡です。
1:27:27	おっしゃる通りでして前回は変更後で運用としてただし12号側止めますというような記載をしていたんですけども、ここ設備のことを書くというところで、
1:27:38	左側ちょっと比較表の6ページ見ていただくと、
1:27:48	わかりやすい。
1:27:51	6ページの下の方を黄色ハッチングしてます泊の方で3号炉原子炉補助建屋内と書いてありますけれども、島根さんの方は、真木城戸連携ってのが125151212号にも、
1:28:05	あって、これを削除する時にも、記載は変更がないというものでもともとはここ、泊の方もなかったんですけども、
1:28:15	次のページ見ていただきまして、
1:28:18	同じようにですね12号と共用してたものを外すというようなことをやってるのが多いという言い方の方に実績がございまして、その場合、大井の方、
1:28:30	下から4行目雑固体焼却設備、
1:28:34	三、四、3号炉及び4号炉原子炉補助建屋内と、もともとこういう記載はなかったんですけども、この12号ではなくて、34号に置いてあるものを、
1:28:45	ですよというところを共有を外す際にですね、こういうふうに明確に書いてある実例があったと。伊方さんの方も同じように、
1:28:54	先ほど佐藤も説明しましたがけど洗浄廃水処理兄弟、もともと12号にも2行下にもありましたし、サンゴにもあったと、同じ名称なんでここは明確に分けてなかったんですけども、
1:29:07	12号炉との共有を外す際にですね、
1:29:10	原子炉補助建屋内と自分のところの置いてある、ある共用の洗浄排水処理系ですよっていうのを明確に記載するというのをやってございましたので、我々の方も3号炉原子炉補助建屋内と、自分のところに置いてある。
1:29:24	共用の処理設備を使いますよというような記載を、参考にさせていただいて記載したというものでございます。
1:29:32	規制庁の天田です。一応確認ですけどあれですかね、大井大井三、四も伊方サンゴ、今回の泊の
1:29:41	3号と12号の関係に近くて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:45	それぞれ新規基準の適合性審査の適合性の側のゴールの変更で、
1:29:53	あれですか、共用外す方の相手方の、
1:29:56	共用取り止めを明確にするために、敵号炉側の号炉の建屋内っていうのを、
1:30:03	新規性基準の、
1:30:06	申請の中で明確にしたというのが今回の泊だと思うんですけどそれと同じ。
1:30:14	00を確認されて、同じようにしたっていうそういう理解でよろしいですか。はい。北海道電力岡田です。今村さんのおっしゃった通りで、この新規制の前にはですね、この記載はなかったんですけども、今回の
1:30:26	共用取り外しに、取り止めに伴ってですね、これを追記しているというのを確認したので、我々も同様の処置を行うということでございます。
1:30:35	はい。規制庁野村です。理解しました私から以上です。
1:30:43	を、
1:30:54	規制庁タゾエその他ないでしょうか。
1:30:57	北海道での4日から何かございますでしょうか。
1:31:03	北海道電力佐藤です。北海道電力側からも特にありません。
1:31:08	規制庁と処理ですそれでは本日のヒアリングを終了したいと思いますありがとうございますありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。